

廿日市クオレご用命に当たって 3-2

廿日市クオレでは、必要最小限の通夜・葬儀を執り行ないます。
まず、当該市役所への手続きが必要です。速やかに、死亡診断書と届出人の認印を持って市役所へ出向き、死亡届書・火葬許可申請(火葬場使用料:廿日市市民大人一体¥10,000の支払)の手続きを行なってください(誰でも可です)。 時間外は夜間・休日 市民課窓口
※電話連絡で 火葬時刻 並びに 葬儀開始時刻 を決定いたします。

●死亡届書・死亡診断書(A3)をコンビニ等で5枚程コピーして下さい。
内 1枚を廿日市クオレ申請用として、通夜前に導師(僧侶)にご提出願います。

○供花・供物・飲食等は、業者一覧表より各自ご注文ください(現金)

酒^{ぼうゆう}≡忘憂OK

○会場の流し台・お手洗い・寝具は自由にお使い下さい。

○お風呂は、ありません。自宅にてご入浴ください。

○葬儀費用(布施込)¥398,000は、通夜後に払込み用紙をお渡し致しますので、一週間以内に郵便局より払込み願います。

合掌

廿日市クオレ主幹寺院 阿品寺務所 TEL 0829-34-8179